

農林水産省の取組

MAFF
農林水産省



農林水産省における建築物木材利用促進協定の締結

○農林水産省では、令和7年度に、木材利用や木造建築に関わる団体や企業等との間で、7件の協定を締結。

■農林水産省における協定締結状況（令和7年度）

事業者等	国側	協定締結日
(一社)日本建築士事務所協会連合会	農林水産省 国土交通省	令和7年7月4日
(株)長谷エコレーション	農林水産省	令和7年10月31日
(株)イトーキ	農林水産省	令和7年12月18日
鉄建建設(株)	農林水産省 環境省	令和8年1月22日
日本繊維板工業会	農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	令和8年3月10日
清水建設(株)	農林水産省	令和8年3月13日
戸田建設(株)	農林水産省	令和8年3月27日

株式会社長谷エコレーション × 国（農林水産省）

『住まいの木造木質化における 建築物木材利用促進協定』



<協定概要>

- ①自社事業におけるR C造と木造のハイブリッドマンションや純木造のマンション共用棟建設を促進し、積極的に展開する。
- ②木造木質化の要素技術開発とその技術の様々な規模の住まいへの採用による木材利用を促進する。

農林水産省における建築物木材利用促進協定の締結

株式会社イトーキ × 国（農林水産省）

『非住宅建築物の内装木質化に関する 建築物木材利用促進協定』



<協定概要>

- ①令和12年までに設計・施工を手掛ける非住宅空間の内装木質化において原則、国産材を利用し、国産材利用量を過去5年間の726m³から今後5年間で3,250m³まで増やす。
- ②内装木質化の際には、机・椅子・テーブルや収納棚などの家具や什器についても積極的に木材を利用する。

等

清水建設株式会社 × 国（農林水産省）

『森林循環に貢献する木質建築の推進により持続可能な社会の実現を目指す建築物木材利用促進協定』



<協定概要>

- ①低層から高層・大空間まで様々な用途の木質建築を推進する。また、顧客・社会に国産材の活用・木質建築のPRに努める。
- ②耐火性・耐震性に優れた木質建築技術「シミズ ハイウッド®」等の開発を推進する。

等

「森の国・木の街」づくり宣言の参画を呼びかけ

○国内の森林資源を活かした持続可能な社会の実現に向けて、多くの地方公共団体や企業等に、建築物等への木材利用を通じた「森の国・木の街」づくりに取り組んでいただけるよう、宣言への参画を募集中。

「森の国・木の街」づくり宣言

地方公共団体、企業等が、

① **建築物の木造化などの木材利用**

② **木材利用の効果※の見える化**

に取り組むことを**宣言するもの**

※ 炭素貯蔵や排出削減等の効果

【宣言のメリット】

- 木材利用を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することをPRできる
- 宣言者の名称を林野庁HPへ掲載
- 木材利用の動向や施策・補助金情報等の情報提供

宣言の参画状況

地方公共団体や、木材関係、ゼネコン・工務店などの建築関係の企業に加え、コンビニ、食品、商工、学校、クリニック関係など幅広い分野の企業が宣言

宣言者数 406者

(30都県 59市町村 317企業等)

※令和8年3月15日時点



宮崎県では、「みやざき木づかい県民会議総会」において宣言(R7.10)



国産材の活用に取り組む(株)セブン-イレブン・ジャパンも宣言(R8.2)



くらしの中に

総務省

【資料3-2】

第6回木材利用促進本部

総務省の取組

令和8年3月27日
総務省

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進

国・地方公共団体は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、公共建築物における木材の利用に努めるなどとされている。

また、建築物一般における木材利用を促進するため、協定の締結や必要な措置を講ずるよう努めるなどとされている。

まち 都市の木造化推進法の概要

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- **地方公共団体は、**経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて施策を策定・実施、**公共建築物における木材の利用に努めなければならない**

<基本方針>（第10条関係）

- 木材利用促進本部（本部長：農水大臣、本部員：総務・文科・経産・国交・環境大臣）は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

<建築物木材利用促進協定>（第15条関係）

- 国又は**地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる**
- **地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、**国の措置に準じて、**必要な措置を講ずるよう努める**

【基本方針（令和3年10月1日本部決定）のポイント】

【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、**公共建築物における木材の利用の促進**はもとより、**建築物一般における木材利用の促進**に向け、**地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす**

【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、**建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講ずるよう努める**

総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付で、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
 - ・ **庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進**について、**積極的に検討いただくこと** ※**地域木材を利用した施設整備には地域活性化事業債を活用可能**
 - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、**事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定締結を積極的に働きかけるとともに、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うこと**
- その後も、地方公共団体宛に通知を発出し、**地域木材を利用した図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も地域活性化事業債の対象**となることを周知するとともに、**木材利用の促進に取り組んでいただくよう依頼**（R4.4、R6.1、R6.2、R7.1、R8.1）
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の**地方公共団体向けの会議においても、継続的に依頼**

財政措置

【地方財政措置】

- 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備に**地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率30%）**を充当可能
- 地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策等に要する経費を**普通交付税措置**
- ①地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等、②木材乾燥施設の整備促進等に要する経費を**特別交付税措置**（措置率①0.5、②0.3）

【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり※詳細はホームページをご参照ください。（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>）

文部科学省の取組

令和8年3月27日 第6回木材利用促進本部

学校施設における木材利用の意義と効果

○学習環境の改善効果

- ・快適な室内環境と落ち着いて学習に向かう雰囲気形成
- ・冬季の暖房時に室内全体を均質な室温とする温熱効果
- ・建物を環境教育などの教材としての活用

○地域コミュニティの形成

- ・学校づくりを通して、地域の結びつきを強める機会
- ・地域の活性化、木の文化の継承、自然・景観の保全などを考える機会

○地球環境の保全

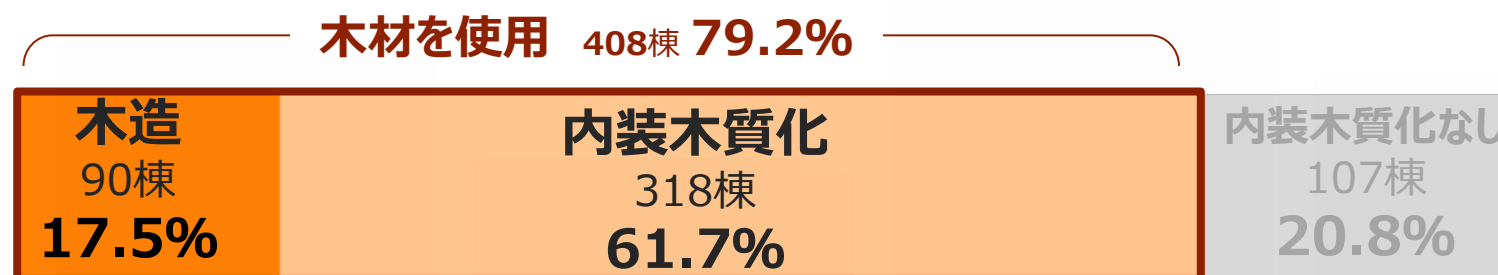
- ・鉄やアルミニウムに比べ、材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料



普通教室前の多目的スペース

公立学校施設の木材利用の状況

令和6年度に新しく建築された全ての公立学校施設515棟のうち、**408棟（79.2%）**が木材を使用



非木造 425棟 82.5%

※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

令和6年度に整備された学校施設及び改修を行った学校施設では、**36,681m³**の木材を使用

木材利用を推進する財政支援

○ 公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（国庫補助）

「新增築事業」、「改築事業」、「大規模改造事業」等において、公立学校施設の木造化及び内装木質化の補助を実施。

新增築・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 / 2（原則）

改築、大規模改造等・・・ 1 / 3（原則）

〔 地域材を活用して**木造施設**を整備する場合、補助単価を **5.0%**加算。 〕

学校施設の木材利用の普及・啓発

○ 学校施設へ木材を活用するための 手引書パンフレットの作成・配布

木の学校づくり

学校施設等のCLT活用事例について



CLTを活用した学校施設等の事例集をまとめ、広く紹介

○ 木材を活用した学校施設づくり講習会の実施

学校施設における木材利用の普及・啓発のため、林野庁・国土交通省と連携し、学校設置者、設計者など学校施設関係者を広く対象とした講習会を開催。

地方公共団体の取組紹介、設計者から具体的な整備事例紹介及び有識者による特別講演を行うとともに、木造化・内装木質化した学校施設を視察。

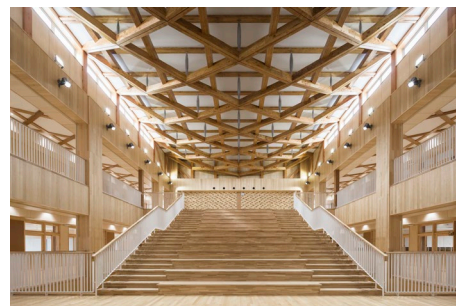
視察校（山梨会場）



身延町立身延中学校

〔 令和6年度木材利用推進コンクール
木材利用推進中央協議会会長賞 〕

視察校（青森会場）



六戸町立義務教育学校六戸学園

〔 令和7年度木材利用推進コンクール
文部科学大臣賞 受賞 〕

経済産業省の取組

木材利用促進に係る主な取組（経済産業省）

1. 建築物木材利用促進協定の締結

木質ボードの利用拡大による脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた建築物木材利用促進協定

- ◆ 協定締結者：日本繊維板工業会×国（経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省）
- ◆ 締結日：令和8年3月10日
- ◆ 内容：国内の木材製品等の炭素貯蔵期間の長期化及び炭素貯蔵量の増加を目指し、建築物における木質ボードの使用部位・用途の拡大を促進する。また、木質ボードの原料である木材チップに関して、未利用材や廃木材等の原料化に取り組むこととし、特に「建設リサイクル法基本方針」の趣旨に鑑み、建設発生木材の再資源化に取り組み、資源循環を促進する。

2. 各施策における木材利用の促進

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実証支援

（令和7年度予算55億円の内数）

- ◆ ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援
- ◆ 補助額上限：5億円/年、補助率：2/3
※ CLT等の新たな木質材料を活用した建築物を優先採択

3. 各種イベントでの普及啓発

- ◆ ウッドデザイン賞2025
- ◆ 優良製品・技術表彰2025
- ◆ 建築・建材展2026
- ◆ JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2025
- ◆ Japan Home Show & Building Show 2025

ウッドデザイン賞 経済産業大臣賞

- ◆ 受賞作品：「ヤマト本社ビルA棟・B棟」
- ◆ 受賞者：日建設計・鹿島建設設計共同体、ヤマトHD(株)、鹿島建設(株)
- ◆ 内容：段階的に変化する木質の段床空間と、用途が異なる木質の造作家具を組み合わせることで、多様な働き方に応じた居場所を提供。



優良製品・技術表彰 製造産業局長賞

- ◆ 受賞作品：「難燃WOOD塗るだけ」
- ◆ 受賞者：大成建設(株)、大日本塗料(株)、信越化学工業(株)、越井木材工業(株)
- ◆ 内容：木材の表面に塗布するだけで準不燃化を実現。意匠性を損なうことなく、幅広い木造建築物への適用が可能。特殊な装置を必要とせず現場施工性にも富む。



国土交通省の取組

- 官庁施設の整備における木材の利用を積極的に推進する。
- 木造化や木質化を図る際に使用する技術基準類を整備し、広く情報提供を行う。

実施事業での木造化・木質化

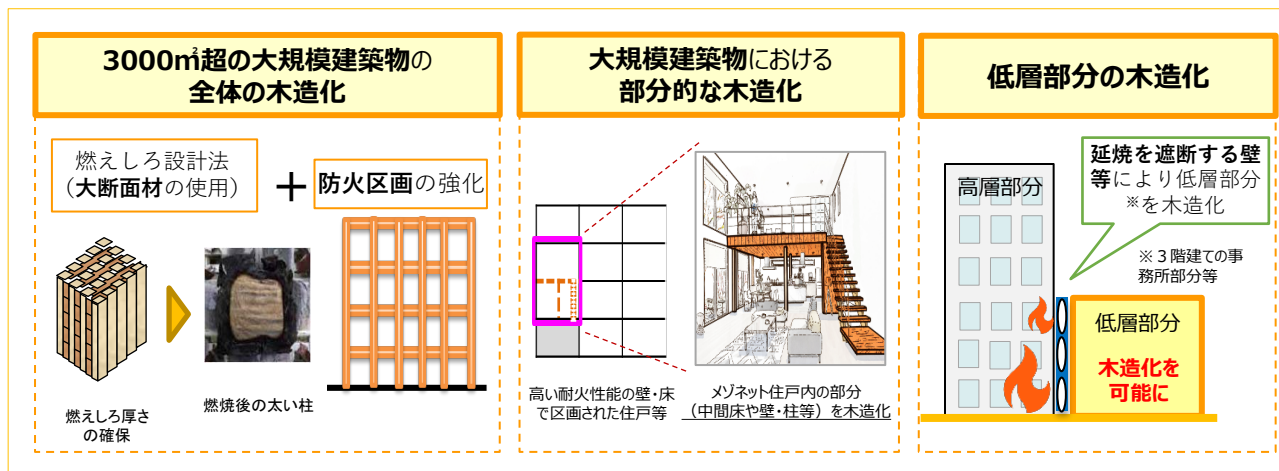


公共発注機関における木材の利用のための環境整備

- 技術基準類の整備 : 公共建築木造工事標準仕様書、木造計画・設計基準 等
- 多様な木造化に向けた取組 : 試設計例・事例集の公表 等
- 人材の育成 : 研修の実施 (国土交通大学校) 等

- 建築物の設計、施工の観点から中大規模建築物等における木材利用を促進
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物のライフサイクルカーボン評価制度を創設し、建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体の省エネ・省資源・脱炭素の取組を促進

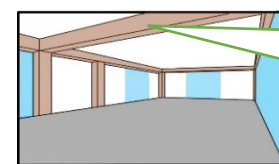
① 構造・防火関係の基準の合理化



(R7.11.1施行)

防煙壁の基準の合理化

防煙壁のうち、床面から居室の面積に応じて、定められた距離以上の部分を準耐火構造とすることが可能に。



燃えしろ設計された梁を木のあらわしとすることが可能に。

合理化イメージ

② 中大規模木造建築物の普及の促進

- ・中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや設計者の育成への支援
- ・非住宅建築物の耐久性に係る評価のためのガイドラインの作成・普及
- ・木造4階建ての事務所等をモデルとした「構法解説集」の作成・普及

※林野庁と連携

③ 建築物のライフサイクルカーボン評価制度の創設 **【新規：法改正】**

- ・2028年度を目途に制度の開始を目指して、法案の提出を予定



木造11階建ての研修施設



環境省の取組

令和8年3月27日



建築物等における木材の利用に関する環境省の取組



- 建築物等における木材利用の促進は、脱炭素（ネット・ゼロ）のみならず、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の観点からも重要。
 - 環境省では今年度は新たに鉄建建設株式会社及び日本繊維板工業会と「建築物木材利用促進協定」を締結（※）。
 - 建築物・住宅に関する補助事業において、同協定に基づき木材を用いる事業に対して優先採択枠を用意し、本年度2件を採択。
 - 国立公園等の所管施設において木材利用の促進。

※これまでに大林グループ、ウッドデザイン協会、日本生命保険相互会社、大成建設グループ、株式会社SANU、前田建設工業株式会社と同協定を締結済み

補助事業における取組

- 令和7年度、「建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業」において、木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業2件及びCLT等の新たな木質部材を用いる事業2件を優先採択。



CLTを用いたZEBの事例（山陽建設株式会社）



国立公園等所管施設における取組

- 国立公園等のビジターセンター、休憩所及び木道等整備に当たっては、自然素材を使用し、木材利用の促進に努めている。
- 国産材、県産材及びCLTを活用している。



大山隠岐国立公園 三瓶山山頂トイレ



妙高戸隠国立公園 妙高高原ビジターセンター